

答申書（骨子案）

1 はじめに

嘉麻市は、市民が主体のまちづくりを目指し、平成22年12月28日に「嘉麻市自治基本条例」を施行しました。

同条例第37条に基づく見直し規定に従い、令和7年1月に市長から諮問を受けた第5期自治推進委員会が、委員それぞれの経験を持ち寄り、慎重な審議を行いました。

2 自治基本条例に関する検証

(1) 検証の方法

市長からの諮問を受け、条例がまちづくりの基本ルールとして機能しているか、第5期自治推進委員会で検証しました。その過程で、市民参画の手法であるパブリックコメントについても検討・審議を行いました。

(2) 条例の検討および見直しに関する項目

全条項を対象に、本市にふさわしいか、社会情勢の変化に適合しているか、形骸化していないかという観点から検証を行いました。

3 まとめ

嘉麻市は、市民が主体のまちづくりを目指す「嘉麻市自治基本条例」について、第37条に基づき第5期自治推進委員会で検証を行いました。

全条項を対象に、社会情勢への適合や形骸化の有無などを慎重に審議し、パブリックコメントについても検討を重ねました。

その結果、現行の枠組み自体の見直しは不要と判断しました。今後は基本理念に基づき、市民・議会・行政の協働による「市民主体の自治の実現」が図られることを強く要望します。

4 付帯意見について

今回の検証において、条例の運用面において一部に検討すべき課題が挙げられたため、以下のとおり付帯意見として申し添える。

① パブリックコメント制度について

【検討内容】

1. パブリックコメントの実施結果の報告について
2. ホームページにおける閲覧件数の表示について
3. 市からの一方的な発信になっていないか、また発信したあとの「フォロー」を行うべきではないかについて
4. 意見箱の設置および窓口に来た市民に対する職員の声かけについて
5. パブリックコメントの内容の専門性に応じた意見の聴取方法や対象を絞った働きかけの工夫について
6. ホームページの意見入力に関するシステム等の改善について
7. パブリックコメントの形骸化の解消について
8. パブリックコメントに関する職員の意識改革と評価および実効性ある手順の確立について
9. パブリックコメントの実施時期の早期化について

【付帯意見】

当委員会は、パブリックコメント制度の現状と課題を審議し、運用面に関する付帯意見を述べます。本制度は条例改正を伴わずとも規程の改正等で柔軟な改善が可能です。市におかれては、審議で浮き彫りとなった課題に対し、規程の適切な見直しを含め、以下の事項を速やかに実行に移すことを強く求めます。

1. 結果の公表とフィードバックの具体化

単なる件数の公表にとどまらず、寄せられた意見の傾向や、それが計画・施策にどのように反映されたか（採用されなかった場合はその理由も含め）を具体的かつ分かりやすく公表し、市民の参画に対する納得感を高めること。

2. 閲覧状況の把握と効果的な周知・フォロー

高額なシステム改修は見送り、既存のログ抽出と定期モニタリングで市民の関心度を測定。低コストで周知方法の合理化と改善に努めること。

ホームページや広報誌の掲載といった従来の受動的な手法に留まらず、各事業担当部署による関係団体等への積極的な働きかけ行い、事業の周知と市民参画の推進を図ること。

3. 来庁者への積極的な働きかけと利便性の向上

意見箱の設置に甘んじることなく、職員による積極的な声かけや二次元コードの活用等により提出のハードルを下げるとともに、ホームページ上の導線を改善し、市民が迷わず意見入力画面にたどり着けるよう利便性を高めること。

4. 専門性の高い案件における工夫とターゲット層へのアプローチ

一般市民にとって意見が出しにくい専門性の高い計画等においては、関連団体や有識者層等への直接的な周知など、実効性のある意見聴取の仕組みを工夫すること。

5. 職員の意識改革と評価及び実効性ある手順の確立

職員の意識改革については、研修等を通じてパブリックコメントの重要性を浸透させ形骸化の防止に努め、職員を評価する仕組みの構築は全庁的課題であるため人事秘書課等との協議を重ねること。また、計画策定等のスケジュール管理については、初期段階からの住民参画や意見反映の機会確保に向け、実務上の制約を考慮しつつ、より実効性のある運用方法を検討すること。

② 市民の権利を守る自治基本条例のあり方について

【検討内容】

- ・ひとり一人の人権が守られるような条項の必要性について

【付帯意見】

市民、議会及び行政の三者協働によるまちづくりを推進するにあたり、市民の精神的負担や人権への配慮を懸念する声が窺えます。自治基本条例は本市の『根本規範』であり、個別具体的な権利制限や手続を定めるものではありませんが、本条例が掲げる基本理念に照らし、個人の名誉や人権への徹底した配慮がなされ、三者の信頼関係を損なうことのないよう、慎重かつ公正な運用に努めるべきであることを付言します。

③ 市民が主体の自治の実現と将来像の明示について

【検討内容】

- ・市民参画した先の嘉麻市の未来像を市民の皆さんに示す、もしくは、募集し提案していただくことについて

- ・ 前文に「住民が安全・安心・そして、健康で文化的に暮らせるまちを創造するため」といった文言の追加について
- ・ 市民にとってより身近なものに感じてもらうため、まちづくりに関する具体的な施策の解説等の例示について

【付帯意見】

条例の目的規定における将来像や表現の具体化は、総合計画や法体系の整合性を踏まえ慎重に検討します。一方、市民に身近な解説書の改訂や啓発冊子のホームページ掲載などの具体的施策は、前向きに対応を検討することを付言いたします。

第 5 期嘉麻市自治推進委員会委員名簿

大区分	小区分	氏 名	役 職	備 考
学識 関係	学識経験者	秋吉 俊輔	会長	司法書士・行政書士
	学識経験者	大屋 正義 (令和 8 年 6 月 3 日まで) 松岡 康則 (令和 8 年 6 月 4 日から)	副会長	嘉麻市行政区長連合会推薦
各種 団体等	P T A 関係者	木下 真智子		嘉麻市 P T A 連合会推薦
	福祉関係者	坂口 清春		嘉麻市社会福祉協議会推薦
	嘉麻市消防団	守島 慎一 (令和 8 年 5 月 27 日まで) 中原 秀人 (令和 8 年 5 月 28 日から)		嘉麻市消防団推薦
一般 公募	公募委員	大田 岱次		
	公募委員	西田 浩孝		
	公募委員	西村 光昭		

(敬称略)

※会議の開催経過

- ・第 1 回：令和 8 年 1 月 2 3 日 (金)
- ・第 2 回：令和 8 年 2 月 2 4 日 (火)
- ・第 3 回：令和 8 年 5 月 2 9 日 (金)
- ・第 4 回：令和 8 年 9 月 2 9 日 (火)
- ・第 5 回：令和 8 年 1 2 月 日 ()
- ・第 6 回：令和 8 年 3 月 日 ()

諮 問 書

嘉麻市自治推進委員会

会長 秋吉 俊輔 様

嘉麻市自治基本条例第37条第1項の規定に基づき、嘉麻市自治基本条例の運用及び見直しについて諮問いたします。

令和8年1月23日

嘉麻市長

赤間 幸弘

